



佐久市産後ケア事業（ショートステイ型）

出産後のお母さんと赤ちゃんが安心して自宅での生活をスタートできるよう、医療機関等に宿泊して心身のケアや育児に関する助言を受けられます。

- 1 対象者（以下の全てに当てはまる方）
 - ・市内に住所を有するお母さんと赤ちゃん
 - ・お母さん、赤ちゃんともに医療処置の必要のない方
 - ・お母さんの体力回復に心配がある、もしくは育児不安がある等の理由で支援が必要な方
- 2 利用できる期間
7日間までで希望する日数
- 3 利用できる施設・料金等（裏面参照）
- 4 受けられる支援内容
 - （1）お母さんの心身の健康管理及び生活面に関すること
 - （2）乳房管理に関すること
 - （3）沐浴や授乳等の育児に関すること
 - （4）その他必要とすること
- 5 利用方法
 - （1）利用を希望される方は、事前申請が必要です。健康づくり推進課または各支所健康づくり推進係に申請してください。
 - （2）申請の際に保健師等が面接をします。
 - （3）利用が認められた場合は、「利用承認通知書」をお送りしますので、利用する施設に連絡し、利用の詳細について確認してください。
 - （4）産後ケア事業を利用後は、直接施設に利用者負担額（利用日数分の自己負担額）及び食費・おむつ代等（利用者負担額に含まれないもの）をお支払いください。
- 6 その他
各施設の受け入れについては、市が確認・調整します。空き状況等により利用日の調整をお願いしたり、利用できない場合がありますので、ご了承ください。



お問い合わせ
佐久市役所健康づくり推進課
電話：0267-62-3189（直通）



利用できる施設・料金等

令和6年4月現在

- ①1日の利用料金は、お母さん及び赤ちゃん1人または双子の利用料金です。
- ②利用者は、利用日数分の利用者負担額を直接利用施設にお支払いください。
- ③食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代は含まれませんので、
全額自己負担となります。利用者負担額とは別に利用施設からの請求額をお支払いください。

浅間総合病院 （佐久市岩村田1862-1 電話：0267-67-2295）

受け入れ可能な期間：生後4か月未満

	利用区分	1日の利用者負担額	1日の市負担額	1日の利用料金
住民税課税世帯	一般	2,892円	24,068円	26,960円
	双子	3,500円	26,500円	30,000円
住民税非課税世帯	一般	0円	26,960円	26,960円
	双子	0円	30,000円	30,000円
生活保護世帯	一般	0円	26,960円	26,960円
	双子	0円	30,000円	30,000円

佐久医療センター （佐久市中込3400-28 電話：0267-62-8181）

受け入れ可能な期間：生後3か月未満

	利用区分	1日の利用者負担額	1日の市負担額	1日の利用料金
住民税課税世帯	一般	2,700円	23,300円	26,000円
	双子	3,300円	25,700円	29,000円
住民税非課税世帯	一般	0円	26,000円	26,000円
	双子	0円	29,000円	29,000円
生活保護世帯	一般	0円	26,000円	26,000円
	双子	0円	29,000円	29,000円

浅間南麓こもろ医療センター （小諸市相生町3-3-21 電話：0267-22-1070）

受け入れ可能な期間：生後3か月未満

	利用区分	1日の利用者負担額	1日の市負担額	1日の利用料金
住民税課税世帯	一般	2,400円	22,100円	24,500円
	双子	4,000円	28,500円	32,500円
住民税非課税世帯	一般	0円	24,500円	24,500円
	双子	0円	32,500円	32,500円
生活保護世帯	一般	0円	24,500円	24,500円
	双子	0円	32,500円	32,500円

助産所とうみ （東御市鞍掛198 電話：0268-62-0168）

受け入れ可能な期間：生後4か月未満

	利用区分	1泊2日の利用者負担額	1泊2日の市負担額	1泊2日の利用料金
住民税課税世帯	一般	2,500円	22,500円	25,000円
	双子	3,500円	26,500円	30,000円
住民税非課税世帯	一般	0円	25,000円	25,000円
	双子	0円	30,000円	30,000円
生活保護世帯	一般	0円	25,000円	25,000円
	双子	0円	30,000円	30,000円

※1泊につき利用者負担額がかかります。

※市の負担額について

住民税課税世帯：利用料に100分の80を乗じ、2,500円を加算した額

住民税非課税世帯：利用料と利用料に100分の90を乗じ、5,000円を加算した額のいずれか低い額